

食行動・栄養摂取の地域格差縮小に向けた研究

—都道府県と保健所設置市・特別区における飲食店等を通じた食環境整備のマネジメント実施状況—

研究分担者 村山 伸子 新潟県立大学人間生活学部・教授

研究要旨

日本の栄養政策では、都道府県と保健所設置市及び特別区（以下、政令市等）における飲食店等を通じた食環境整備が重視されている。しかし、飲食店等を通じた食環境整備のマネジメント実施状況の実態は把握されていない。また、都道府県は1自治体で複数保健所を有するのに対し、政令市等はほとんどが1自治体に1保健所であり、実施状況は異なることが予想される。そこで、本研究では、都道府県と政令市等でのマネジメント実施状況の実態を明らかにすることを目的とした。2020年10月に郵送調査を実施したデータを使用し、全国の42都道府県、82政令市等の自治体を対象とした。食環境整備のマネジメント実施状況として、栄養・食生活の実態把握、組織体制、目標設定有無、飲食店等を対象とした食環境整備制度（以下、制度）有無を尋ね、制度実施自治体には制度の対象・普及取組・プロセス評価・改善について尋ねた。都道府県39/42（92.9%）、政令市等57/82（69.5%）の制度実施自治体では、政令市等で栄養素等摂取量の把握は少なく、都道府県と政令市等ともに食環境整備の目標設定が5-7割であった。いずれも登録店舗・事業者数の把握が9割である一方、母集団となる管内全体の飲食店等数の把握割合は2割であった。更新制度を設定している自治体は3-4割であった。

研究協力者

串田 修 静岡県立大学食品栄養科学部
赤松 利恵 お茶の水女子大学基幹研究院
自然科学系

もに、健康・栄養課題の明確化とPDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルに基づく施策の推進が示されている。

自治体の飲食店等における食環境整備においても、事業に至る実態把握・目標設定から評価・改善までのマネジメント実施状況の把握は重要であると考えられる。また、都道府県は1自治体で複数保健所を有するのに対し、政令市等はほとんどが1自治体に1保健所であり³⁾、食環境整備のマネジメント実施状況も異なることが予想される。そこで本研究では、自治体における飲食店等を通じた食環境整備の推進に資する情報を得るため、都道府県と政令市等でのマネジメント実施状況の実態を明らかにすることを目的とした。

A. 研究目的

健康日本21（第二次）の栄養・食生活分野の目標である「食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加」について、飲食店の登録数は自治体からの報告¹⁾により集計されており、食環境整備への自治体の役割は大きい。また、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知の「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針」²⁾では、都道府県と保健所設置市及び特別区（以下、政令市等）における飲食店によるヘルシーメニューの提供等の促進とと

B. 研究方法

郵送法で2020年10月に実施したマネジメント実施状況に関する質問紙調査のデータを使用した。本調査では、全国の自治体のうち、食環境整備の主要な拠点である保健所を有する都道府県、指定都市、中核市、政令で定める市、特別区を対象とした。対象自治体は、過去のウェブ検索³⁾で調査された154自治体のうち、保健所が廃止された1市を除く153自治体とした。調査票では、食環境整備のマネジメント実施状況として、下記の項目を尋ねた。

1) 栄養・食生活の実態把握：過去の地域住民の栄養素等・食品群別摂取量の把握（国民健康・栄養調査を除く、過去の飲食店等における食環境整備に対する地域住民のニーズの把握

2) 自治体の組織体制：本庁、本庁内の食環境整備担当部署、本庁以外の管理栄養士・栄養士（常勤）の人数

3) 食環境整備の目標設定：飲食店等における食環境整備に関する目標設定有無

4) 食環境整備制度の実施：飲食店等における食環境整備制度の有無

5) 食環境整備制度の対象：対象の食事（外食、中食）、対象のメニュー（1食、1品）

6) 食環境整備制度の普及取組：同自治体の他部署や他自治体との制度の連携、飲食店協会・栄養士会等外部への制度普及の委託、登録届出の必要有無、店舗ごとの登録項目の把握、飲食店等が届出等する際の自治体と店舗からのアプローチ、調理面のアドバイス有無、栄養計算の必要有無と措置、制度利用者への自治体や飲食店等によるインセンティブ有無と内容、ロゴとステッカーの導入有無、地域住民と飲食店等への周知方法、「健康な食事・食環境」コンソーシアムの『スマートミール』⁴⁾の普及状況

7) 食環境整備制度のプロセス評価：飲食店等へのプロセス評価（食環境整備制度の登録店舗・事業者数の把握、母集団となる管内全体の飲食店等数の把握）、地域住民へのプロセス評価（食環境整備制度の地域住民の認知度の把握）

8) 食環境整備制度の改善：登録店舗の更新制度の設定有無、評価結果をもとにした見直し有無

把握した項目の要約統計量として、組織体制の人数と飲食店等が届出等する際のアプローチの得点は中央値（25、75パーセンタイル値）、その他の結果は自治体数（%）で示した。

C. 研究結果

都道府県47、政令市等106（計153）の自治体へ質問紙を郵送し、2020年12月上旬までに42の都道府県（89.4%）と82の政令市等（77.4%）から回答が得られた。

4) 食環境整備制度の実施

124の回答自治体のうち、食環境整備制度の実施自治体である都道府県39（92.9%）、政令市等57（69.5%）の計96の自治体（77.4%）を解析対象とした。

1～3) 栄養・食生活の実態把握、自治体の組織体制、食環境整備の目標設定（表1）

実態把握として、地域住民の栄養素等・食品群別摂取量の把握割合は、都道府県84.6%、政令市等14.0%であった。組織体制として、管理栄養士・栄養士人数の中央値は、本庁内の食環境整備担当部署で都道府県2名、政令市等2名であった。食環境整備の目標設定割合は、都道府県69.2%、政令市等54.4%であった。

5) 食環境整備制度の対象（表2）

対象の食事は、外食が都道府県94.9%、政令市等100.0%、中食が都道府県87.2%、政令市等93.0%、対象のメニューは、1食が都道府県94.9%、政令市等91.2%、1品が都道府県71.8%、政令市等80.7%であった。

6) 食環境整備制度の普及取組（表3）

自治体内や他自治体との連携割合は、都道府県69.2%、政令市等66.7%であった。それぞれ多かった連携先は、都道府県では、同都道府県内の政令市等63.0%、管轄地域の市町村51.9%、同自治体内の知事部局40.7%、政令市等では、同都道府県内の都道府県または政令市等57.9%、

表1 食環境整備制度の実施に至る項目

	合計*	都道府県*	政令市等*
	n=96	n=39	n=57
栄養・食生活の実態把握			
地域住民の栄養素等・食品群別摂取量を把握 [†]	41(42.7)	33(84.6)	8(14.0)
食環境整備に対する地域住民のニーズを把握 [‡]	23(24.0)	13(33.3)	10(17.5)
自治体の組織体制			
本庁の管理栄養士・栄養士 [§]	4(2,6)	3(2,4)	5(2,8)
本庁内の食環境整備担当部署の管理栄養士・栄養士 [§]	2(1,3)	2(1,2)	2(0,4)
本庁以外の管理栄養士・栄養士 [§]	9(5,14)	11(9,18)	6.5(3,11.5)
食環境整備の目標設定			
飲食店等における食環境整備に関する目標を設定	58(60.4)	27(69.2)	31(54.4)

n (%) または中央値 (25, 75パーセンタイル値), *食環境整備制度の実施自治体,

[†]過去5年以内 (国民健康・栄養調査を除く), [‡]過去, [§]人数 (常勤)

表2 飲食店等における食環境整備制度の対象

	合計*	都道府県*	政令市等*
	n=96	n=39	n=57
対象の食事 [†]			
外食	94(97.9)	37(94.9)	57(100.0)
中食	87(90.6)	34(87.2)	53(93.0)
対象のメニュー [†]			
1食	89(92.7)	37(94.9)	52(91.2)
1品	74(77.1)	28(71.8)	46(80.7)

n (%), *食環境整備制度の実施自治体, [†]複数回答可

同自治体内の知事部局 21.1%、同自治体内の知事部局以外の他部署 18.4%であった。外部組織への普及委託割合は、都道府県 15.4%、政令市等 15.8%であった。委託先は、都道府県、政令市等ともに都道府県栄養士会が最も多く、83.3%、66.7%であった。登録届出が必要な割合は、都道府県 94.9%、政令市等 100.0%であり、そのうち店舗ごとの登録項目の把握割合は、都道府県 100.0%、政令市等 100.0%であった。飲食店等が届出等する際のアプローチ程度 (1-5点) の中央値は、自治体からが都道府県 4、政令市等 4、店舗からが都道府県 2、政令市等 2であった。制度利用者へのインセンティブの実施割合は、都道府県 7.7%、政令市等 14.0%であり、主な内容として自治体による健康ポイント等の付与、その他の回答ではスタンプラリー等による賞品の抽選提供が複数挙げられた。ロゴマ

ークまたはステッカーの導入割合は、都道府県 97.4%、政令市等 93.0%であり、いずれもステッカーを導入している自治体が多かった。地域住民への周知で特に多かった方法は、都道府県、政令市等で、ウェブサイトが 97.4%、98.2%、パンフレットが 69.2%、73.7%、飲食店へは、ウェブサイトが 92.3%、91.2%、パンフレットが 64.1%、66.7%、関係業界団体が 56.4%、36.8%であった。

7) 食環境整備制度のプロセス評価 (表4)

登録店舗・事業者数の把握割合は、都道府県 87.2%、政令市等 89.5%、そのうち母集団となる管内全体の飲食店等数の把握割合は、都道府県 17.6%、政令市等 21.6%であった。地域住民の認知度の把握割合は、都道府県 20.5%、政令市等 17.5%であった。

表3-1 飲食店等における食環境整備制度の普及取組

	合計*	都道府県*	政令市等*
	n=96	n=39	n=57
同自治体内の他部署や他自治体との制度連携			
有り	65(67.7)	27(69.2)	38(66.7)
連携先 ^{†‡}			
同自治体内の知事部局	19(29.2)	11(40.7)	8(21.1)
同自治体内の知事部局以外の他部署	7(10.8)	0(0.0)	7(18.4)
同都道府県内の都道府県または政令市等	39(60.0)	17(63.0)	22(57.9)
他都道府県	1(1.5)	1(3.7)	0(0.0)
管轄地域の市町村	14(21.5)	14(51.9)	0(0.0)
その他	6(9.2)	2(7.4)	4(10.5)
飲食店協会・栄養士会等外部への普及委託			
有り	15(15.6)	6(15.4)	9(15.8)
委託先 ^{†‡}			
飲食店協会（協議会）	2(13.3)	0(0.0)	2(22.2)
管轄地域の市町村	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
都道府県栄養士会	11(73.3)	5(83.3)	6(66.7)
食生活改善推進員	1(6.7)	1(16.7)	0(0.0)
その他	6(40.0)	2(33.3)	4(44.4)
登録方法として自治体への届出 [†]			
必要（ウェブ、郵送、電話等で届出）	94(97.9)	37(94.9)	57(100.0)
不要（自主宣言制）	2(2.1)	2(5.1)	0(0.0)
店舗ごとの登録項目の把握 [‡]			
有り	94(100.0)	37(100.0)	57(100.0)
飲食店等が届出等する際のアプローチ [§]			
自治体から	4(3,5)	4(4,5)	4(3,5)
店舗から	2(1,2)	2(1,2)	2(1,3)
調理面のアドバイス			
有り	33(34.4)	18(46.2)	15(26.3)
栄養計算の必要有無			
必須	19(19.8)	10(25.6)	9(15.8)
登録項目によっては必須	57(59.4)	23(59.0)	34(59.6)
飲食店等が栄養計算できない場合の措置 [‡]			
有り	63(82.9)	27(81.8)	36(83.7)
措置方法 ^{†‡}			
自治体による実施	54(85.7)	22(81.5)	32(88.9)
他の事業者を紹介	14(22.2)	9(33.3)	5(13.9)

表3-2 飲食店等における食環境整備制度の普及取組（続き）

	合計* n=96	都道府県* n=39	政令市等* n=57
制度利用者へのインセンティブ			
有り	11(11.5)	3(7.7)	8(14.0)
インセンティブの内容 ^{†‡}			
自治体による健康ポイント等の付与	3(27.3)	0(0.0)	3(37.5)
飲食店等によるサービス提供	1(9.1)	0(0.0)	1(12.5)
その他	7(63.6)	3(100.0)	4(50.0)
ロゴマークとステッカーの導入 [†]			
ロゴマークを導入している	47(49.0)	18(46.2)	29(50.9)
ステッカーを導入している	77(80.2)	30(76.9)	47(82.5)
いずれも導入していない	5(5.2)	1(2.6)	4(7.0)
地域住民への食環境整備制度の周知方法 [†]			
ウェブサイト	94(97.9)	38(97.4)	56(98.2)
講演	11(11.5)	8(20.5)	3(5.3)
新聞等報道機関	19(19.8)	13(33.3)	86(10.5)
関係業界団体	20(20.8)	12(30.8)	8(14.0)
パンフレット	69(71.9)	27(69.2)	42(73.7)
イベント	35(36.5)	13(33.3)	22(38.6)
その他	18(18.8)	6(15.4)	12(12.1)
飲食店等への食環境整備制度の周知方法 [†]			
ウェブサイト	88(91.7)	36(92.3)	52(91.2)
講演	16(16.7)	11(28.2)	5(8.8)
新聞等報道機関	7(7.3)	6(15.4)	1(1.8)
関係業界団体	43(44.8)	22(56.4)	21(36.8)
パンフレット	63(65.6)	25(64.1)	38(66.7)
イベント	16(16.7)	5(12.8)	11(19.3)
その他	31(32.3)	10(25.6)	32(56.1)
自治体で『スマートミール』を今後普及していく予定			
既に普及を進めている	7(5.6)	6(14.3)	1(1.2)
今後普及していく具体的な予定がある	7(5.6)	3(7.1)	4(4.9)
普及していく具体的な予定はない	102(82.3)	30(71.4)	72(87.8)
制度自体や具体的内容を認知していない	6(4.8)	3(7.1)	3(3.7)
『スマートミール』普及の内容 ^{†‡}			
自治体の制度の1つとして設定	7(50.0)	6(66.7)	1(20.0)
その他	7(50.0)	3(33.3)	4(80.0)

n (%) または中央値 (25, 75パーセンタイル値), *食環境整備制度の実施自治体,

[†]複数回答可, [‡]該当自治体数で集計, [§]1非常に少ない-5非常に多い,

^{||} サービス提供 (ポイントカード等) を食環境整備制度の登録項目で設定

表4 飲食店等における食環境整備制度のプロセス評価

	合計*	都道府県*	政令市等*
	n=96	n=39	n=57
飲食店等へのプロセス評価			
食環境整備制度の登録店舗・事業者数を把握	85(88.5)	34(87.2)	51(89.5)
母集団となる管内全体の飲食店等数を把握 [†]	17(20.0)	6(17.6)	11(21.6)
地域住民へのプロセス評価			
食環境整備制度に対する地域住民の認知度を把握	18(18.8)	8(20.5)	10(17.5)

n (%) , *食環境整備制度の実施自治体, [†]登録数の把握自治体数で集計

表5 飲食店等における食環境整備制度の改善

	合計*	都道府県*	政令市等*
	n=96	n=39	n=57
登録店舗の更新制度を設定	36(37.5)	13(33.3)	23(40.4)
評価結果をもとにした見直し [†]			
登録項目を変更した	30(31.3)	15(38.5)	15(26.3)
量的基準を変更した	15(15.6)	5(12.8)	10(17.5)
その他を変更した	24(25.0)	12(30.8)	12(21.1)
変更していない	39(40.6)	11(28.2)	28(49.1)
(無回答)	10(10.4)	0(0.0)	10(17.5)

n (%) , *食環境整備制度の実施自治体, [†]複数回答可

8) 食環境整備制度の改善 (表5)

登録店舗の更新制度の設定割合は、都道府県33.3%、政令市等40.4%、制度について評価結果をもとに何らかの見直しをしている割合は、都道府県71.8%、政令市等33.3%であり、いずれも登録項目を変更している自治体が多かった。

D. 考察

食環境整備制度の実施が確認された自治体は都道府県9割、政令市等7割と多く、日本の栄養政策で自治体における飲食店等を通じた食環境整備が促進されていることを反映した結果となった。

食環境整備制度の実施に至る項目のうち、実態把握に関して、地域住民の栄養素等・食品群別摂取量の把握自治体は都道府県が8割程である一方、政令市等が1割程と限られており、地域住民の栄養素等摂取量の把握結果が食環境整備のマネジメントにつながるよう、自治体間で情報を共有する重要性が示唆された。

食環境整備制度の対象に関して、対象の食事は、都道府県と政令市等ともに外食で9割以上、中食で9割程と高かった。外食と中食ともに割合が高かったことは、食環境整備の促進において好ましいといえる。

食環境整備制度の普及取組に関して、自治体内や他自治体との制度連携は都道府県と政令市等ともに7割程である一方、外部組織への普及委託は1-2割と限られていた。今後、多くの自治体のさらなる制度普及につなげるため、外部組織と連携している自治体の連携方法や利点も明らかにしていく必要がある。

食環境整備制度のプロセス評価に関して、健康日本21(第二次)の目標で「飲食店の登録数」³⁾とされていることもあり、登録店舗・事業者数の把握は都道府県と政令市等ともに9割程と高かった。しかし、母集団の数の把握はいずれも2割程であり、食環境整備制度のカバー率を算出できる自治体は少なかった。

食環境整備制度の改善に関して、登録店舗の

更新制度を設定している自治体は都道府県 3 割程、政令市等 4 割程と限られていた。更新制度がある「健康な食事・食環境」認証制度⁴⁾では、開始 2 年後の更新対象事業者のうち、更新を躊躇または更新しないと回答した事業者が 2 割を超えている⁵⁾。自治体の食環境整備制度でも継続しない店舗・事業者が一定数ある場合、プロセス評価で登録をしても実質的に取組をしていない等、登録店舗数の過大評価につながる恐れがある。

E. 結論

都道府県で 9 割、政令市等で 7 割の制度実施自治体のうち、政令市等は栄養素等・食品群別摂取量の把握が少なく、都道府県と政令市等ともに目標設定が 5-7 割、自治体での制度連携が 7 割、外部組織への普及委託が 1-2 割、登録店舗・事業者数の把握が 9 割、母集団の把握が 2 割、更新制度の設定が 3-4 割であった。

参考文献

- 1) 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会. 健康日本 21 (第二次) の推進に関する参考資料. https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_02.pdf
- 2) 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長. 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本方針について. 健が発 0329 第 4 号. 2013.
- 3) 小山彩圭, 串田 修, 赤松利恵, 村山伸子. 自治体における飲食店等を対象とした食環境整備制度の実施状況—栄養素等の基準の組合せと量的基準のウェブ検索—. 栄養学

雑誌 2021;79:212-218.

- 4) 「健康な食事・食環境」コンソーシアム. 「健康な食事・食環境」認証制度. <https://smartmeal.jp/>
- 5) 赤松利恵, 串田 修, 高橋希, 黒谷佳代, 武見ゆかり. 外食・中食における「健康な食事・食環境」認証事業者のスマートミールの提供状況と認証継続の課題—第 1 回更新事業者を対象とした調査結果—. 栄養学雑誌 2021;79:37-45.

F. 健康危機情報

該当事項なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 望月泉美, 串田 修, 赤松利恵, 村山伸子. 都道府県と保健所設置市及び特別区における飲食店等を通じた食環境整備のマネジメント実施状況. 日本公衆衛生雑誌 (印刷中).

2. 学会発表

- 1) 望月泉美, 串田 修, 赤松利恵, 村山伸子. 都道府県と保健所設置市・特別区における食環境整備のマネジメント状況. 第 80 回日本公衆衛生学会総会, 東京, 2021 年 12 月.

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし